

県内市町における宅地内土砂等の撤去に係る対応方針等について

平成 30 年 8 月 3 日
危機管理課

1 趣旨

平成 30 年 7 月豪雨に係る宅地内の土砂等の撤去について、堆積土砂排除事業（国土交通省所管）や災害廃棄物処理事業（環境省所管）などを活用し、市町において実施するよう、平成 30 年 7 月 24 日付けで県から各市町に対し、通知したところであるが、各市町における宅地内土砂等の撤去に係る方針等について、次のとおりとりまとめた。

2 各市町の方針等（平成 30 年 8 月 2 日 12 時現在）

(1) 撤去方針

区分	市町数	備考
市町で撤去する（※1）	16	広島市、吳市、竹原市、三原市、尾道市 福山市、府中市、庄原市、東広島市 安芸高田市、江田島市、府中町、海田町 熊野町、坂町、大崎上島町
市町での撤去を検討中	3	三次市、大竹市、廿日市市
市町で撤去しない（※2）	3	安芸太田町、北広島町、世羅町
その他（※3）	1	神石高原町
計	23	

※1 撤去予定も含む。

※2 対象となる宅地等がないため、町で撤去する必要がない。

※3 国の補助要件に該当しないため、町単獨での補助制度を検討中。

(2) 災害等廃棄物処理事業（環境省所管）の活用による個人への償還制度の創設

区分	市町数	備考
創設する（※1）	14	広島市、吳市、竹原市、三原市、尾道市 福山市、庄原市、東広島市、安芸高田市 江田島市、府中町、熊野町、坂町 大崎上島町
創設を検討中	4	府中市、三次市、大竹市、海田町
創設しない（※2）	4	廿日市市、安芸太田町、北広島町、世羅町
その他（※3）	1	神石高原町
計	23	

※1 創設予定も含む。

※2 対象となる宅地等がない。

※3 国の補助要件に該当しない。

3 今後の取組

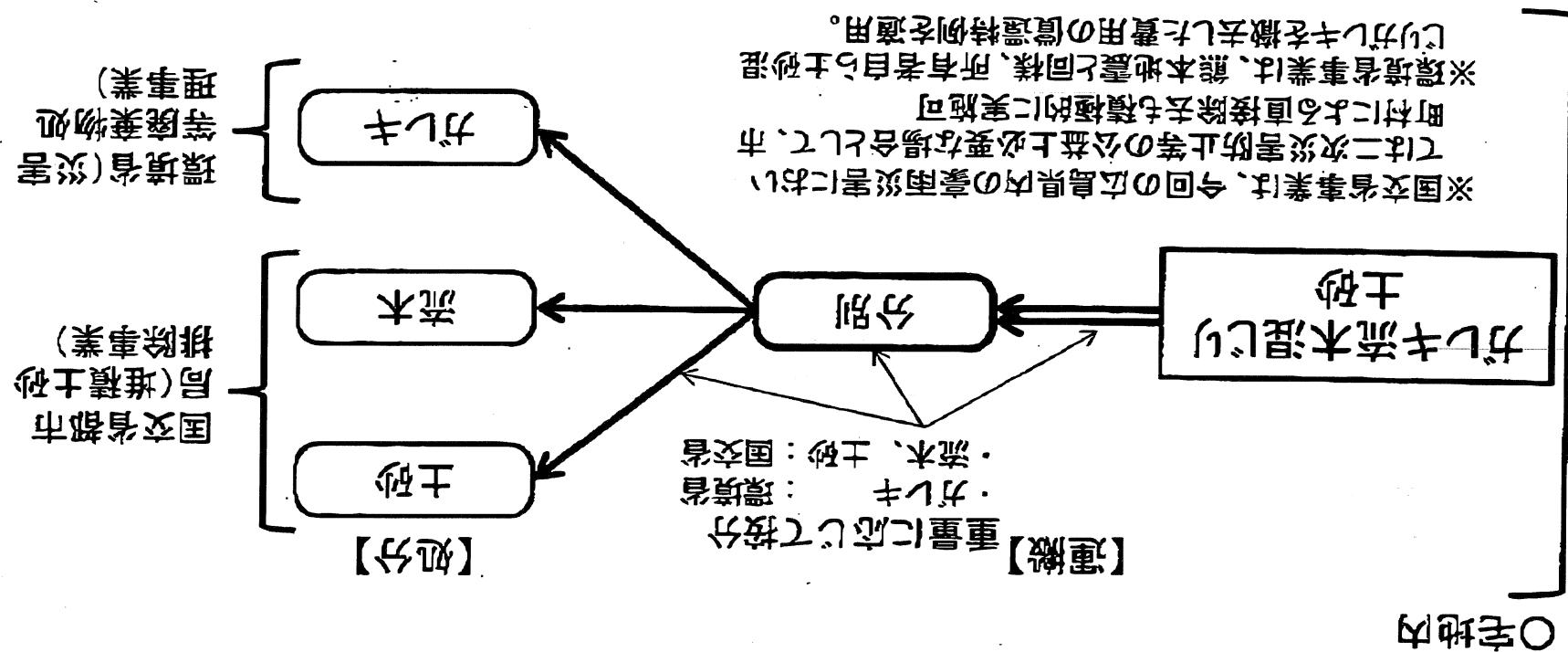
市町での撤去方針及び償還制度の創設を検討している市町に対し、課題等の把握と、その解消を図り、早期の方針決定がされるよう、引き続き、国と連携して、事業支援を行う。

○宅地内土砂等の撤去に係る対応方針等について

NO	市町名	宅地内の土砂等撤去の対応状況			参考:住家被覆の状況 (6/1 13時現在)		
		宅地内の土砂等撤去の対応方針	市町で宅地内の土砂等を撤去しない理由 撤去の範囲を制限する場合の理由	災害等廃棄物処理 事業における減量 制度の創設	燃温削減し 減量制度を創設し ない理由	全道	半島
						海上 港水	陸上 港水
1	広島市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	直樹が入れないことや、家屋に堆積を与える場合を考慮し、持ち主もしくはボランティアでの施工を希望する。では対象外とされている。	一	120 233	68 1,418 1,846	
2	呉市	要件を満たすものについて、市において民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	家の中の土砂の量が多めで、家の外に出していくことで、併せて撤去することとしているため。	一	197 646	632 435 2,110	
3	竹原市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	家屋に損傷を与える場合を考慮し、持ち主での施工をお願いして、家屋内の堆積土砂等については、敷地内に出ていたいた場合が対象としている。	一	8	974 982	
4	三原市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象中。)	一	賃貸する。	一	148	2,816 2,762
5	尾道市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(状況により家屋内の土砂等についても対象とする)	一	賃貸する予定。	一	16 8 242	294 560
6	福山市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	家屋に損傷を与える場合を考慮し、持ち主での施工をお願いして、家屋内の堆積土砂等については、対象外とされている。	賃貸する。	一	3 60	2,005 2,078
7	府中市	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	一	賃貸する。	一	3	224 227
8	三次市	一	賃貸中	一	7 480	467	
9	庄原市	・災害救助法の規定を受け、(住宅内の障害物(土砂含む)撤去について、二・二・二と改訂並し、必要に応じて実施する。されまほりに土砂について、所有者が撤去した費用を償償制度を創設し補助する方向で検討中、免火から期間が経過し宅地内土砂等も相当撤去が進んでおり、二・二・二も考慮しながら検討しているところ。	一	賃貸する予定。	一	2 19 58 267	346
10	大竹市	現在は、民有地内の堆積土砂等の撤去はないが、而相生場所への運搬があれば市が処分を行うことについてお詫びの結果の活用についてお詫び申中。)	一	賃貸中	一	38 38	

NO	市町名	寄地内の土砂等撤去の対応状況			参考:住家被災の状況 (8/1 13時現在)		
		寄地内の土砂等撤去の対応方針	市町で寄地内の土砂等を撤去しない理由 ・撤去の範囲を制限等する場合の理由	災害等賠償物置換制度の割合	床面積制度を創設し ない理由	全棟半棟一邸 床面積制度	床面積水 床下漏水 合計
11	東広島市	災害救助法を活用し、土石流や河川の氾濫により流れ出た砂木や岩石が風化している土砂等が堆積している(建設工事跡除草業及び災害廃棄物処理事業についても活用する予定としている。)	—	削除する予定。	—	25 36	413 474
12	廿日市市	検討中	—	削除しない。	活用する導例がな	3 4	7
13	安芸高田市	町において、対応する予定。	対象となる箇所は1棟のみ、所有者等が市による移転を希望する場合には土砂等が撤去する。	対象となる箇所は1棟のみ、所有者等が市による移転を希望する場合には賃貸制度を創設する。	1 1	114 116	
14	江田島市	町において寄地内の土砂等に干渉を除去する。(ただし、土砂のみを除去する。)	—	削除する。	—	8 8	382 414
15	府中町	町において住家敷地内に堆積した土砂を撤去する。	—	削除する予定。	—	2 16 39 48	105
16	海田町	市において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	範囲に損傷を与える場合を考慮し、持ち主での施工を前提とする。対象外としている。	範囲に損傷を与える場合を考慮し、持ち主での施工を前提とし、家屋内の土砂等については、対象外としている。	—	7 35 11 277 330	
17	麻耶町	町において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	—	削除する。	—	24 21 18 51 114	
18	坂町	町において、民有地内の堆積土砂等を撤去する。(ただし、家屋内の土砂等については対象外)	—	削除する。	—	185 687 108	988
19	安芸太田町	町において、民有地内の堆積土砂等を撤去しない。	対象となる宅地等がないため。	削除しない。	対象となる宅地等がないため。	1 1	
20	北広島町	町において、民有地内の堆積土砂等を撤去しない。	対象となる宅地等がないため。	削除しない。	対象となる宅地等がないため。	2 8 10	
21	大崎上島町	町において、住宅に土砂等が当たっている宅地の土砂等を撤去する。住宅に被害のない宅地の土砂等の撤去については補助制度を検討中。	—	削除する。	—	1 6 114 121	
22	世羅町	町において、民有地内の堆積土砂等を撤去しない。	早期にガランティア対応で元組したため。	削除しない。	対象となる宅地等がないため。	3 1 6 57 87	
23	神石高田町	町単體での補助制度を検討中。	対象となる箇所が土砂のみであり、また、町内で開拓していることから、国の補助要件に該当しないため。	削除しない。	対象となる箇所が大砂のみであり、全国の補助要件に該当しないため。	4 12 16	

堆積工種等の事業活用例(環境省事業と国交省事業を併用する場合)



H30.7.24 仓库管理 客户内工数据去担当

完地圖上標示之關卡等處

【參考】吳雲載助唐詩二集卷之三「韓昌黎的諭吉」注、半壁又註朱子「漫水先生集序」云：「自古以詩當諭諭者，獨李翰林之諭吉也。」

卷四

卷之三

史記卷之三

③ 執事の適用範囲

の適用範囲

卷之二

① 通用範囲の範囲

(通用機械制圖)

- 道路、河川等公共交通工具設置の復旧のための土砂搬除
·負担率2／3、実質地方負担(激甚災害):0.8%程度

- 市街地の宅地内に堆積した土砂、泥末等の堆積物を二次災害防止の公蓋上必要

- 市街地の宅地開発準備工事、あるいは構築工事等の様な

- ***维稳土砂量力都市計画区域内に3万石有する自ら力敵士人を算用法則案外

- (音收于十)十輪(音收于十)十輪(音收于十)

- [特别用途](#)

- ①~③의 주제를 활용해 티켓이나 전시지 등에 활용할 수 있다.

基礎工学・力・エネルギーの活用事例の考え方

被災した家屋の解体・撤去を、所有者の申請に基づき、 市が所有者に代わって行います。

倉敷市では、平成30年7月豪雨災害により損壊（半壊以上）した市内の被災建築物及び被災工作物等について、当該被災建物の所有者の申請に応じ、市が災害廃棄物として除去を実施することにより、生活環境を保全するとともに、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ります。

☆市に解体撤去を依頼する場合（公費解体）

申し込み開始時期 平成30年9月上旬（予定）
 申し込み締め切り 平成31年3月31日（日）まで

※申請状況により、受付期間を延長する場合があります。

申し込みに必要な書類

- ・申請書
- ・り災証明の写し（半壊以上の判定があるもの）
- ・登記簿抄本（現在の建物所有者が記載されているもの）または固定資産税納稅證明書
- ・建物配置図
- ・対象となる建物の被災状況がわかる写真等

相続登記をしていない場合、共有者がいる場合、抵当権が設定されている場合等は、追加の資料が必要となります。

詳細につきましては、「倉敷市公費解体コールセンター」までお問い合わせください。

【8月6日（月）午前10時からコールセンターを開設いたします】

倉敷市公費解体コールセンター（年中無休 ただし年末年始を除く）
 【電話番号】 0120-262-233
 【受付時間】 午前8時30分～午後5時

☆個人で先行して解体・撤去し、費用の償還を申請する場合（自費解体）

すでに個人で費用を負担して、解体・撤去した家屋についても、本制度の対象となります。

申請の受付は、倉敷市役所1階展示ホールで行います。

申し込み開始時期 平成30年8月6日（月）
 申し込み締め切り 平成31年3月31日（日）まで

家屋の一部のみの解体は本制度の対象とません。

家屋の一部のみの解体やリフォームは、本制度の対象外です。

※個人で先行して解体撤去した場合、市が定めた基準額が償還額の上限になります。
 撤去費用が全額償還できない場合がありますので、ご了承ください。

被災した家屋等の解体・撤去に際して注意していただきたいこと

【共通事項】

- ・解体・撤去は地上より上の建物部分と基礎が対象となります。地中の埋設物、庭木、ブロック塀、敷地内のコンクリート撤去や整地費などは原則として対象となりません（解体作業上、必要最小限の撤去を除く。）。

- ・申請は家屋等の所有者が行ってください。所有者が亡くなつており、相続登記未了の場合は、法定相続人全員の同意書が必要になります。（「遺産分割協議書」など公正証書の写しでも構いません）

- ・解体する建物に抵当権などが付いている場合は、権利者の同意書が必要になります。（既に完済されている場合などで、「抵当権解除証書」があればその写しでも構いません）

【市に解体を依頼する場合の留意事項】

- ・申し込み後、申請者と市及び解体業者が事前立会いを行います。
- ・電気、ガス等ライフラインの停止手続きを行ってください。また、必要に応じて浄化槽汚泥、し尿の抜き取り等を行ってください。
- ・建物内の残置ごみ（本、雑誌等の紙類・生ごみ・プラスチック製品・ビニール類・衣類・履物など）は、事前に申請者が回収し、市指定の仮置場に搬入してください。また、貴重品など必要な家財等は、解体前に申請者で回収してください。
- ・建物内の残置ごみや貴重品の回収がされていない場合は、解体作業が開始できない場合がありますので、事前に回収・処分をお願いします。
- ・建物内の片付けに要する費用は補助の対象にならない場合がありますので、事前に回収・処分されていない場合、別費用が発生することがありますので十分にご留意願います。
- ・庭木、庭石の類（及び地下埋設物、地下構造物の撤去については、補助の対象になりませんのでご了承ください。